



行政の焦点

的かつ継続的な推進
働き方改革に係る基本

厚生労働省が労働政策審議会に諮問した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、おおむね妥当と認めるとの答申が行われました。厚生労働大臣に対して、おおむね妥当と認めるとの答申が行されました。

厚生労働省において、この答申を踏まえて法律案が作成され、国会への提出の準備が進められます。

法律案要綱のポイントは、以下のとおりです。

2、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

(1) 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

○時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

※自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で、規制等の例外あり。研究

（企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。）

○事業主から、産業医に対する業務を適切に行うために必要な情報を提供することとする。

○企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDC.Aを回す業務」の追加と、高度プロフェッショナル制度の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化

3、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

(1) 不合理な待遇差を消除するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

○事業主から、産業医に対する業務を適切に行うために必要な情報を提供することとする。

○事業主から、産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

1、働き方改革の総合

度の見直し（労働基準法）

○短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に關し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

○事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定期間の休息の確保に努めなければならぬこととする。

○中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、

○開発業務について、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。

○月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金（50%以上）について、中小企業への猶予措置を

○事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定期間の休息の確保に努めなければならぬこととする。

○派遣労働者について、(a)派遣先の労働者との均等・均衡待遇、(b)一定の要件（※）を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドライ

ンの根拠規定を整備。

※ 同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること

(2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

○ 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理

由等に関する説明を義務化。

(3) 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の整備

○ (1)の義務や(2)の説明

義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

A DRを整備。

【施行期日】
2、平成31年4月1日
(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成32年4月1日)

協定書に署名調印後、藤原頭取は「より良い職場環境づくりに貢献していく」との思いから締結をした。愛知労働局と労働環境の整備、地域経済全体の発展・成長に向けて包括連携協定が締結できたことに心より感謝する」と述べ、また木暮局長は「中小企業の皆さんに働き方改革のノウハウを含め広く支援をしていく中で、銀行が培った地域密着のさまざまなネットワークと連携していくことは非常にありがたいと思っている」。

これからも地域の発展のために労働局は労働の立場からさまざまな努力をしていきたい」と述べました。

「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結

愛知労働局と(株)名古屋銀行(当協会総務部会副部会長)が

去る9月26日、愛知労働局は愛知県内で初めて金融機関(株)名古屋銀行)と

「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しました。

当日は名古屋合同庁舎第2号館共用大会議室

(名古屋市中区)において、愛知労働局四

方(しかもた)雇用環境・均等部長の協定概要説明に続いて、木暮愛知労働局長と(株)名古

屋銀行 藤原頭取(締役頭取)が協定書に署名調印を行いました。この協定締結により期待される効果は次の通りです。

①各種助成金制度を

はじめ、その他の施策・方針を理解した(株)名古屋銀行の職員が、その見識を活用して適宜適切なアドバイスを中小企業事業主等に行えるようになる。

②(株)名古屋銀行から情報を得た事業所に対し、愛知労働局が支援を行えるようになる。

③(株)名古屋銀行の本支店等を活用して、愛知労働局の広報・啓発等を進めることができる。

また「包括連携協定」における具体的な施策の一例として、

①愛知県内の雇用情勢の情報提供について
②ハローワークにおける求人者サービスの紹介について

求人サービスを利用したことのない企業向けのハローワーク利用方法について

求職者の目に留まる求人の記載方法について

求職者が応募しやすい労働条件やポイント等について

③金融機関のネットワークを活かした人材確保・育成に係る助成金の有効な活用方法の紹介について

④セミナー等の共催や講師派遣について

⑤好事例の収集や管内企業への情報提供について

が挙げられています。

この割増賃金率の見直しは平成34年4月1日)、3、平成31年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成32年4月1日)